

財務省告示第百六十七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十年四月二十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第百

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び特別  
法律第二十三号）第四十六条第

三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平  
成十三年法律第七十五号）以下  
「振替法」という。の規定の適

四 発行方法 機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あつて、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第非価格  
競争入札発行」という。）及び  
格競争入札の募入の決定をした  
後に行われる入札であつて、財  
務大臣が各国債市場特別参加者

五

募 方

入 決 定 の

イ

入 札 競 争

ロ

特 別 参 加 場

ご と に 応 募 限 度 額 を 定 め る も の に よ り 発 行 者 ( 以 下 「 国 債 市 場 特 別 参 加 者 」 と い う 。 ) の 非 競 争 入 札 募 入 札 競 争 の 範 囲 内 に お い て 各 申 込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

六

発

入 札 競 争

ロ

特 別 参 加 場

財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 七 千 三 百 六 億 円

財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額 で 六 百 八 十 六 億 円

ハ

特 別 参 加 場

特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し

		十 十				九 八				七										
		イ		一		振 額		最		八		口		イ		払				
者	特	国	入	価	発	替	低	行	争	非	者	特	国	入	価	込	行	争	非	者
第	別	債	札	格	行	単	額	入	入	価	・	別	債	札	格	金	入	入	価	・
加	参	市	発	競	行	位	面	札	札	競	第	参	市	発	競	額	札	札	競	第
	場	場	行	争	格		金	発	発	競	加	場	場	行	争		発	発	競	加
銭	額	額	銭	額	平	す	の	の	振	五		二		六	五	七		で	た	
面	以	面	上	金	成	る	記	載	替	万		百		百	万	千		二	利	
額	の	額	の	額	二	。	又	は	の	円		八		八	円	三		百	付	
百	そ	百	れ	円	十	整	は	規	規		十		億	八	十	六		八	国	
円	れ	に	ぞ	に	年	数	記	定	定		六		千	千	十	億		五	債	
に	れ	つ	れ	つ	四	の	録	に	に		億		九	八	十	六		億	に	
つ	の	き	の	き	月	金	は	よ	よ		千		百	百	十	億		十	つ	
き	必	百	募	百	二	額	、	る	る		九		十	十	二	億		五	い	
百	価	円	格	円	十	に	最	も	も		百		二	万	万	十		億	て	
四		十		十	五	よ	低	の	の		七		十	万	万	十		十	、	
十		五		五	日	る	額	面	金		十		万	円	八			額	額	
二		十		十		る	と	簿					円	十	八			面	金	
		五		五		と								十	十			金	額	

十 十  
三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価  
込 利 発 競 加 場 び 札 格  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競

(一) 年二・二パーセント  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額に加えて、次の算  
式により算出した金額を第二  
十号に規定する期日に払い込  
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.2 \times 36}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収されるに  
もとのとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
については、前記(一)の算式よ  
り算出した金額から当該金額  
に百分の二十を乗じた金額  
へただし、当該国債を発行時  
にあって取得する者が非居住  
者又は外国人である場合にし  
は、前記(一)の算式により算  
た金額に当該非居住者又は外  
国法人が適用を受ける所得税  
の税率を乗じた金額を控除  
することができる。

十四 初期利子

平成二十年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 2.2 \times 1}{100 \times 2}$$

十五 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する

十六 償還金額

平成四十年三月二十日額面金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行

十八 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十年四月二十五日